

## ○厚生労働省告示第三百四十一号

有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）第二十八条の三の二第四項第一号及び第二号、鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号）第五十二条の三の二第四項第一号及び第二号、特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第三十六条の三の二第四項第一号及び第二号並びに粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）第二十六条の三の二第四項第一号及び第二号の規定に基づき、第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等を次のように定め、令和六年四月一日から適用する。

令和四年十一月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等

（有機溶剤の濃度の測定の方法等）

第一条 有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号。以下「有機則」という。）第二十八条の三の二第四項（特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化則」とい

う。）第三十六条の五において準用する場合を含む。以下同じ。）第一号の規定による測定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによらなければならない。

- 一 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下この条及び第七条において「令」という。）第二十一条第十号の屋内作業場における空気中の令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤（特化則第三十六条の五において準用する有機則第二十八条の三の二第四項第一号の規定による測定を行う場合には、令第二十一条第七号の屋内作業場における空気中の特化則第二条第一項第三号の二に規定する特別有機溶剤（以下第三項において「特別有機溶剤」という。）を含む。以下同じ。）の濃度の測定のうち、塗装作業等有機溶剤の発散源の場所が一定しない作業が行われる単位作業場所（作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号。以下「測定基準」という。）第二条第一項第一号に規定する単位作業場所をいう。次条第四項において同じ。）において行われるもの測定基準第十三条第五項において読み替えて準用する測定基準第十条第五項各号に定める方法
- 一 前号に掲げる測定以外のもの　測定基準第十三条第四項において読み替えて準用する測定基準第二条第一項第一号から第三号までに定める方法

2 前項の規定にかかわらず、有機溶剤の濃度の測定は、次に定めるところによることができる。

一 試料空気の採取は、有機則第二十八条の二の二第四項柱書に規定する第三管理区分に区分された場所において作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法により行うこと。この場合において、当該試料採取機器の採取口は、当該労働者の呼吸する空気中の有機溶剤の濃度を測定するため最も適切な部位に装着しなければならない。

一 前号の規定による試料採取機器の装着は、同号の作業のうち労働者にばく露される有機溶剤の量がほぼ均一であると見込まれる作業ごとに、それぞれ、適切な数（二以上に限る。）の労働者に対して行うこと。ただし、当該作業に従事する一の労働者に対して、必要最小限の間隔をおいた二以上の作業日ににおいて試料採取機器を装着する方法により試料空気の採取が行われたときは、この限りでない。

二 試料空気の採取の時間は、当該採取を行う作業日ごとに、労働者が第一号の作業に従事する全時間とすること。

3 前二項に定めるところによる測定は、測定基準別表第二（特別有機溶剤にあつては、測定基準別表第一）の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性

能を有する試料採取方法及び同表の下欄に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。

第二条 有機則第二十八条の三の二第四項第一号に規定する呼吸用保護具（第六項において単に「呼吸用保護具」という。）は、要求防護係数を上回る指定防護係数を有するものでなければならない。

2 前項の要求防護係数は、次の式により計算するものとする。

$$P F_r = \frac{C}{C_0}$$

この式において、 $P F_r$ 、 $C$ 及び $C_0$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$P F_r$  要求防護係数

$C$  有機溶剤の濃度の測定の結果得られた値

$C_0$  作業環境評価基準（昭和六十三年労働省告示第七十九号。以下この条及び第八条において「評価基準」という。）別表の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる管理濃度

3 前項の有機溶剤の濃度の測定の結果得られた値は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該

各号に定める値とする。

一 C測定（測定基準第十三条第五項において読み替えて準用する測定基準第十条第五項第一号から第四号までの規定により行う測定をいう。次号において同じ。）を行つた場合又はA測定（測定基準第十三条第四項において読み替えて準用する測定基準第二条第一項第一号から第一二号までの規定により行う測定をいう。次号において同じ。）を行つた場合（次号に掲げる場合を除く。）空気中の有機溶剤の濃度の第一評価値（評価基準第二条第一項（評価基準第四条において読み替えて準用する場合を含む。）の第一評価値をいう。以下同じ。）

一 C測定及びD測定（測定基準第十三条第五項において読み替えて準用する測定基準第十条第五項第五号及び第六号の規定により行う測定をいう。以下この号において同じ。）を行つた場合又はA測定及びB測定（測定基準第十三条第四項において読み替えて準用する測定基準第二条第一項第二号の二の規定により行う測定をいう。以下この号において同じ。）を行つた場合 空気中の有機溶剤の濃度の第一評価値又はB測定若しくはD測定の測定値（二以上の測定点においてB測定を行つた場合又は二以上の者に対してD測定を行つた場合には、それらの測定値のうちの最大の値）のうちいづれか大きい値

三 前条第二項に定めるところにより測定を行つた場合 当該測定における有機溶剤の濃度の測定値のうち最大の値

4 有機溶剤を二種類以上含有する混合物に係る単位作業場所においては、評価基準第一条第四項の規定により計算して得た換算値を測定値とみなして前項第一号及び第三号の規定を適用する。この場合において、第二項の管理濃度に相当する値は、一とするものとする。

5 第一項の指定防護係数は、別表第一から別表第四までの上欄に掲げる呼吸用保護具の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値とする。ただし、別表第五の上欄に掲げる呼吸用保護具を使用した作業における当該呼吸用保護具の外側及び内側の有機溶剤の濃度の測定又はそれと同等の測定の結果により得られた当該呼吸用保護具に係る防護係数が、同表の下欄に掲げる指定防護係数を上回ることを当該呼吸用保護具の製造者が明らかにする書面が当該呼吸用保護具に添付されている場合は、同表の上欄に掲げる呼吸用保護具の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値とすることができる。

6 呼吸用保護具は、ガス状の有機溶剤を製造し、又は取り扱う作業場においては、当該有機溶剤の種類に応じ、十分な除毒能力を有する吸収缶を備えた防毒マスク又は別表第四に規定する呼吸用保護具でなけれ

ばならない。

7 前項の吸収缶は、使用時間の経過により破過したものであつてはならない。

第三条 有機則第二十八条の三の二第四項第二号の厚生労働大臣の定める方法は、同項第一号の呼吸用保護具（面体を有するものに限る。）を使用する労働者について、日本産業規格JIS H 150（呼吸用保護具の選択、使用及び保守管理方法）に定める方法又はこれと同等の方法により当該労働者の顔面と当該呼吸用保護具の面体との密着の程度を示す係数（以下この条において「フィットファクタ」という。）を求め、当該フィットファクタが要求フィットファクタを上回っていることを確認する方法とする。

2 フィットファクタは、次の式により計算するものとする。

$$\frac{F_{out}}{F_{in}} = \frac{C_{out}}{C_{in}}$$

この式において、 $F_{out}$ 、 $C_{out}$ 及び $C_{in}$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

フィットファクタ

呼吸用保護具の外側の測定対象物の濃度

〔 C<sub>in</sub> 呼吸用保護具の内側の測定対象物の濃度 〕

3 第一項の要求フィットファクタは、呼吸用保護具の種類に応じ、次に掲げる値とする。

一 全面形面体を有する呼吸用保護具 五〇〇

一 半面形面体を有する呼吸用保護具 一〇〇

(鉛の濃度の測定の方法等)

第四条 鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第二十七号。以下「鉛則」という。）第五十二条の二

第四項第一号の規定による測定は、測定基準第十一条第三項において読み替えて準用する測定基準第十条第五項各号に定める方法によらなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、鉛の濃度の測定は、次に定めるところによることができる。

一 試料空気の採取は、鉛則第五十二条の三の二第四項柱書に規定する第三管理区分に区分された場所において作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法により行うこと。この場合において、当該試料採取機器の採取口は、当該労働者の呼吸する空気中の鉛の濃度を測定するために最も適切な部位に装着しなければならない。

一 前号の規定による試料採取機器の装着は、同号の作業のうち労働者にばく露される鉛の量がほぼ均一であると見込まれる作業ごとに、それぞれ、適切な数（二以上に限る。）の労働者に対して行うこと。  
ただし、当該作業に従事する一の労働者に対し、必要最小限の間隔をおいた二以上の作業日において試料採取機器を装着する方法により試料空気の採取が行われたときは、この限りでない。

二 試料空気の採取の時間は、当該採取を行う作業日ごとに、労働者が第一号の作業に従事する全時間とすること。

3 前二項に定めるところによる測定は、ろ過捕集方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び吸光光度分析方法若しくは原子吸光分析方法又はこれらと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならぬ。

第五条 鉛則第五十二条の三の二第四項第一号に規定する呼吸用保護具は、要求防護係数を上回る指定防護係数を有するものでなければならぬ。

2 前項の要求防護係数は、次の式により計算するものとする。

$$P_F = \frac{C}{C}$$

$C_0$

この式において、 $P_{Fr}$ 、 $C$ 及び $C_0$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$P_{Fr}$   
要求防護係数

$C$  鉛の濃度の測定の結果得られた値

$C_0$  ○・○五  $\frac{m^g}{m^3}$

3 前項の鉛の濃度の測定の結果得られた値は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める値とする。

一  $C$ 測定（測定基準第十一條第三項において読み替えて準用する測定基準第十條第五項第一号から第四号までの規定により行う測定をいう。次号において同じ。）を行つた場合（次号に掲げる場合を除く。）空気中の鉛の濃度の第一評価値

一  $C$ 測定及びD測定（測定基準第十一條第三項において準用する測定基準第十條第五項第五号及び第六号の規定により行う測定をいう。以下この号において同じ。）を行つた場合 空気中の鉛の濃度の第一評価値又はD測定の測定値（二以上の者に対してD測定を行つた場合には、それらの測定値のうちの最

大の値) のうちいずれか大きい値

三 前条第二項に定めるところにより測定を行つた場合 当該測定における鉛の濃度の測定値のうち最大の値

4 第一項の指定防護係数は、別表第一、別表第三及び別表第四の上欄に掲げる呼吸用保護具の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値とする。ただし、別表第五の上欄に掲げる呼吸用保護具を使用した作業における当該呼吸用保護具の外側及び内側の鉛の濃度の測定又はそれと同等の測定の結果により得られた当該呼吸用保護具に係る防護係数が、同表の下欄に掲げる指定防護係数を上回ることを当該呼吸用保護具の製造者が明らかにする書面が当該呼吸用保護具に添付されている場合は、同表の上欄に掲げる呼吸用保護具の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値とすることができる。

第六条 第三条の規定は、鉛則第五十二条の三の二第四項第一号の厚生労働大臣の定める方法について準用する。

(特定化学物質の濃度の測定の方法等)

第七条 特化則第三十六条の三の二第四項第一号の規定による測定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それ

ぞれ当該各号に定めるところによらなければならぬ。

一 令別表第三第一号6又は同表第二号9から11まで、13、13の2、19、21、22、23、27の2若しくは33に掲げる物（以下この条において「特定低管理濃度特定化学物質」という。）の濃度の測定 測定基準

#### 第十条第五項各号に定める方法

二 令別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物又は同表第二号1から3まで、3の3から7まで、8の2から11の2まで、13から25まで、27から31の2まで若しくは33から36までに掲げる物（以下第八条

において「特定化学物質」という。）であつて、前号に掲げる物以外のものの濃度の測定 測定基準第

十条第四項において読み替えて準用する測定基準第二条第一項第一号から第三号までに定める方法

2 前項の規定にかかわらず、特定低管理濃度特定化学物質の濃度の測定は、次に定めるところによることができる。

一 試料空気の採取は、特化則第三十六条の三の二第四項柱書に規定する第三管理区分に区分された場所において作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法により行うこと。この場合において、当該試料採取機器の採取口は、当該労働者の呼吸する空気中の特定低管理濃度特定化学物質

の濃度を測定するために最も適切な部位に装着しなければならない。

二 前号の規定による試料採取機器の装着は、同号の作業のうち労働者にばく露される特定低管理濃度特定化学物質の量がほぼ均一であると見込まれる作業ごとに、それぞれ、適切な数（二以上に限る。）の労働者に対して行うこと。ただし、当該作業に従事する一の労働者に対して、必要最小限の間隔をおいた二以上の作業日において試料採取機器を装着する方法により試料空気の採取が行われたときは、この限りでない。

三 試料空気の採取の時間は、当該採取を行う作業日ごとに、労働者が第一号の作業に従事する全時間とすること。

3 前二項に定めるところによる測定は、測定基準別表第一の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び同表の下欄に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。

第八条 特化則第三十六条の二の二第四項第一号に規定する呼吸用保護具（第五項において単に「呼吸用保護具」という。）は、要求防護係数を上回る指定防護係数を有するものでなければならない。

2 前項の要求防護係数は、次の式により計算するものとする。

$$P F_r = \frac{C}{C_0}$$

この式において、 $P F_r$ 、 $C$ 及び $C_0$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$P F_r$  要求防護係数

$C$  特定化学物質の濃度の測定の結果得られた値

$C_0$  評価基準別表の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる管理濃度

3 前項の特定化学物質の濃度の測定の結果得られた値は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める値とする。

一  $C$  測定（測定基準第十条第五項第一号から第四号までの規定により行う測定をいう。次号において同じ。）を行つた場合又は A 測定（測定基準第十条第四項において読み替えて準用する測定基準第二条第一項第一号から第一二号までの規定により行う測定をいう。次号において同じ。）を行つた場合（次号に掲げる場合を除く。） 空気中の特定化学物質の濃度の第一評価値

一 C測定及びD測定（測定基準第十条第五項第五号及び第六号の規定により行う測定をいう。以下この号において同じ。）を行つた場合又はA測定及びB測定（測定基準第十条第四項において読み替えて準用する測定基準第二条第一項第二号の二の規定により行う測定をいう。以下この号において同じ。）を行つた場合 空気中の特定化学物質の濃度の第一評価値又はB測定若しくはD測定の測定値（二以上の測定点においてB測定を行つた場合又は二以上の者に対してD測定を行つた場合には、それらの測定値のうちの最大の値）のうちいずれか大きい値

三 前条第二項に定めるところにより測定を行つた場合 当該測定における特定化学物質の濃度の測定値のうち最大の値

4 第一項の指定防護係数は、別表第一から別表第四までの上欄に掲げる呼吸用保護具の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値とする。ただし、別表第五の上欄に掲げる呼吸用保護具を使用した作業における当該呼吸用保護具の外側及び内側の特定化学物質の濃度の測定又はそれと同等の測定の結果により得られた当該呼吸用保護具に係る防護係数が同表の下欄に掲げる指定防護係数を上回ることを当該呼吸用保護具の製造者が明らかにする書面が、当該呼吸用保護具に添付されている場合は、同表の上欄に掲げる呼吸

用保護具の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値とすることができる。

5 呼吸用保護具は、ガス状の特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業場においては、当該特定化学物質の種類に応じ、十分な除毒能力を有する吸收缶を備えた防毒マスク又は別表第四に規定する呼吸用保護具でなければならない。

6 前項の吸收缶は、使用時間の経過により破損したものであつてはならない。

第九条 第三条の規定は、特化則第三十六条の三の二第四項第二号の厚生労働大臣の定める方法について準用する。

(粉じんの濃度の測定の方法等)

第十条 粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号。以下「粉じん則」という。）第二十六条の三の二第四項第一号の規定による測定は、測定基準第二条第一項及び第二項に定める方法によらなければならぬ。

2 前項の規定にかかわらず、粉じんの濃度の測定は、次に定めるところによることができる。

一 試料空気の採取は、粉じん則第二十六条の三の二第四項柱書に規定する第三管理区分に区分された場

所において作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法により行うこと。この場合において、当該試料採取機器の採取口は、当該労働者の呼吸する空気中の粉じんの濃度を測定するため最も適切な部位に装着しなければならない。

一 前号の規定による試料採取機器の装着は、同号の作業のうち労働者にばく露される粉じんの量がほぼ均一であると見込まれる作業ごとに、それぞれ、適切な数（二以上に限る。）の労働者に対して行うこと。ただし、当該作業に従事する一の労働者に対して、必要最小限の間隔をおいた二以上の作業日において試料採取機器を装着する方法により試料空気の採取が行われたときは、この限りでない。

二 試料空気の採取の時間は、当該採取を行う作業日ごとに、労働者が第一号の作業に従事する全時間とすること。

四 粉じんの濃度の測定は、次のいずれかの方法によること。ただし、口に掲げる方法による場合においては、粉じん則第二十六条第三項の規定による厚生労働大臣の登録を受けた者により、一年以内ごとに一回、定期に較正を受けた測定機器を使用しなければならない。

イ 測定基準第二条第二項の要件に該当する分粒装置を用いる過捕集方法及び重量分析方法

口 相対濃度指示方法（一以上の試料空気の採取においてイに掲げる方法を同時に用うことによつて得られた数値又は厚生労働省労働基準局長が示す数値を質量濃度変換係数として使用する場合に限る。）

3 前二項に定めるところによる測定のうち土石、岩石又は鉱物の粉じん中の遊離けい酸の含有率の測定は、エツクス線回折分析方法又は重量分析方法によらなければならぬ。

第十一條 粉じん則第二十六条の三の二第四項第一号に規定する呼吸用保護具は、要求防護係数を上回る指定防護係数を有するものでなければならない。

2 前項の要求防護係数は、次の式により計算するものとする。

$$P_{F_r} = \frac{C}{C_0}$$

この式において、 $P_{F_r}$ 、 $C$ 及び $C_0$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$P_{F_r}$  要求防護係数

$C$  粉じんの濃度の測定の結果得られた値

C<sub>o</sub> 三・〇／(一・一九Q+一) (この式において、Qは、当該粉じんの遊離けい酸含有率 (単位  
パーセント) の値を表すものとする。)

3 前項の粉じんの濃度の測定の結果得られた値は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める値とする。

一 A測定 (測定基準第二条第一項第一号から第一号までの規定により行う測定をいう。次号において同じ。) を行つた場合 (次号に掲げる場合を除く。) 空気中の粉じんの濃度の第一評価値

二 A測定及びB測定 (測定基準第二条第一項第一号の二の規定により行う測定をいう。以下この号において同じ。) を行つた場合 空気中の粉じんの濃度の第一評価値又はB測定の測定値 (二以上の測定点においてB測定を行つた場合には、それらの測定値のうちの最大の値) のうちいずれか大きい値

三 前条第二項に定めるところにより測定を行つた場合 当該測定における粉じんの濃度の測定値のうち最大の値

4 第一項の指定防護係数は、別表第一、別表第三及び別表第四の上欄に掲げる呼吸用保護具の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値とする。ただし、別表第五の上欄に掲げる呼吸用保護具を使用した作

業における当該呼吸用保護具の外側及び内側の粉じんの濃度の測定又はそれと同等の測定の結果により得られた当該呼吸用保護具に係る防護係数が、同表の下欄に掲げる指定防護係数を上回ることを当該呼吸用保護具の製造者が明らかにする書面が当該呼吸用保護具に添付されている場合は、同表の上欄に掲げる呼吸用保護具の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値として準用することができる。

第十二条 第三条の規定は、粉じん則第二十六条の三の二第四項第二号の厚生労働大臣の定める方法について準用する。

別表第一（第一条、第五条、第八条及び第十一条関係）

防じんマスクの種類	取替え式	全面形面体	RS二又はRL二	RS二又はRL二	RS一又はRL一	RS一又はRL一	RS二又はRL三	RS二又はRL三	半面形面体
一〇	一〇	四	一四	一四	一〇	一〇	RS二又はRL二	RS二又はRL二	RS二又はRL一

RS一又はRL一	DS三又はDL三	DS二又はDL二	DS一又はDL一	四

備考 RS一、RS二、RS三、RL一、RL二、RL三、DS一、DS二、DS三、DL一、DL二及びDL三は、防じんマスクの規格（昭和六十三年労働省告示第十九号）第一条第三項の規定による区分であること。

別表第一（第二条及び第八条関係）

防毒マスクの種類	指定防護係数
全面形面体	五〇
半面形面体	一〇

別表第三（第二条、第五条、第八条及び第十一条関係）

指定防護係数
電動ファン付き呼吸用保護具の種類

備考		S級、A級及びB級は、電動ファン付き呼吸用保護具の規格（平成二十六年厚生労働省告示第四百五十五号）第一条第四項の規定による区分（別表第五において同じ。）であること。P S一、P S二、P S三、P L一、P L二及びP L三は、同条第五項の規定による区分（別表第五において		P S二又はP L三		P S一又はP L一		P S二又はP L二		A級		S級	
S級、A級及びB級	A級	S級又はA級	A級	P S二又はP L二	P S一又はP L一	P S二又はP L二	P S一又はP L一	P S二又はP L二	P S一又はP L一	A級又はB級	A級	S級	A級又はB級
S級、A級及びB級	P S一又はP L一	一一	二〇	二〇	二五	三四	三三	五〇	九〇	一九	九〇〇	一、〇〇〇	全面形面体

備考 S級、A級及びB級は、電動ファン付き呼吸用保護具の規格（平成二十六年厚生労働省告示第4百五十五号）第一条第四項の規定による区分（別表第五において同じ。）であること。PS一、PS二、PL一、PL二及びPL三は、同条第五項の規定による区分（別表第五において

同じ。)であること。

別表第四（第二条、第五条、第八条及び第十二条関係）

		その他の呼吸用保護具の種類							指定防護係数
		循環式呼吸器			全面形面体				
		全面形面体	半面形面体						
空気呼吸器									
全面形面体									
半面形面体									
プレッシャーデマンド形	デマンド形	プレッシャーデマンド形	酸素発生形	圧縮酸素形かつ陽圧形	酸素発生形	圧縮酸素形かつ陰圧形	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五〇
五〇	五〇	一〇、〇〇〇	一〇	一〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇

ホースマスク			エアラインマスク								
全面形面体	全面形面体	全面形面体	半面形面体	半面形面体	一定流量形	一定流量形	プレッシャーデマンド形	プレッシャーデマンド形	デマンド形	デマンド形	エアラインマスク
半面形面体	全面形面体	フード形又はフェイスシールド形	一定流量形	一定流量形	デマンド形	デマンド形	プレッシャーデマンド形	プレッシャーデマンド形	一〇〇〇	一〇〇〇	全面形面体
手動送風機形又は肺力吸引形	電動送風機形	手動送風機形又は肺力吸引形	一〇〇〇	二五	五〇	一〇	五〇	一〇〇〇	五〇	一〇	手動送風機形又は肺力吸引形
一〇	五〇	五〇	一、〇〇〇	二五	五〇	一〇	五〇	一〇〇〇	五〇	一〇	手動送風機形又は肺力吸引形

別表第五（第二条、第五条、第八条及び第十二条関係）

呼吸用保護具の種類	フード形又はフェイスシールド形	電動送風機形	二五
半面形面体を有する電動ファン付き呼吸用保護具	S級かつPS三又はPL三	三〇〇	指定防護係数
フード形の電動ファン付き呼吸用保護具	一、〇〇〇	三〇〇	
フェイスシールド形の電動ファン付き呼吸用保護具	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
スク	一定流量形		
フード形のエアラインマスク			